高知大学医学部附属病院外国医師等臨床修練に関する規則

平成16年4月1日 規 則 第 263号

最終改正 令和3年9月24日規則第34号

(趣旨)

第1条 高知大学医学部附属病院(以下「病院」という。)における外国医師及び外国歯科 医師の臨床修練については、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例 等に関する法律(昭和62年法律第29号。以下「法」という。)その他の法令に定めるもの のほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 外国医師等 法第2条第1号及び第2号に規定する外国医師及び外国歯科医師をいう。
 - (2) 臨床修練 法第2条第4号に規定する医業又は歯科医業を行うことをいう。
 - (3) 臨床修練指導医等 法第8条の規定に基づき選任された臨床修練指導医及び臨床 修練指導歯科医をいう。
 - (4) 臨床修練外国医師等 法第3条第1項の許可を受けた外国医師等をいう。
 - (5) 法施行規則 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行規則(昭和62年厚生省令第47号)をいう。

(外国医師等臨床修練委員会)

- 第3条 外国医師等の臨床修練の円滑な実施を図るため、外国医師等臨床修練委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会については、別に定める。

(受入許可)

- 第4条 病院で臨床修練を行うことを希望する外国医師等は、あらかじめ当該診療科長等 の同意を得て、臨床修練許可申請書(別紙様式1)を病院長に提出するものとする。
- 2 病院長は、前項の申請があったときは、希望する臨床修練の内容が適当であり、病院 の教育、研究及び診療に支障のない場合に限り、委員会の議を経て、その受入れを許可 するものとする。

(臨床修練指導医等)

- 第5条 前条第2項の規定に基づき、外国医師等の受入れを許可したときは、当該外国医師等ごとに臨床修練指導医等を置く。
- 2 学長は、臨床修練指導医等の選任又は解任に関する権限を病院長に委任する。
- 3 臨床修練指導医等は、前項の外国医師等の受入れに関し臨床修練計画書(別紙様式2) を作成し、委員会に提出するとともにその指導にあたるものとする。
- 4 臨床修練指導医等は、臨床修練計画を変更しようとするときは臨床修練計画変更届(別紙様式3)、臨床修練が終了したときは臨床修練業務報告書(別紙様式4)を委員会に提出しなければならない。
- 5 臨床修練指導医等のいない診療科等において外国医師等を受け入れようとする場合に は、第3項の規定にかかわらず、当該診療科等の長が臨床修練計画書(別紙様式2)を 作成するものとする。

(総括臨床修練指導医等)

- 第6条 病院長は、臨床修練の円滑な実施を図るため必要と認めたときは、臨床修練指導 医等のうちから、総括臨床修練指導医又は総括臨床修練指導歯科医を置くことができる。
- 2 総括臨床修練指導医又は総括臨床修練指導歯科医について必要な事項は、委員会の議 を経て病院長が別に定める。

(臨床修練計画書及び承諾書の交付)

第7条 病院長は、受入れを許可した外国医師等に対し、法施行規則第4条第2項第6号 及び第7号に規定する臨床修練計画書及び承諾書を交付するものとする。既に交付した 臨床修練計画書の記載事項に変更を生じた場合においても同様とする。

(臨床修練期間)

第8条 臨床修練外国医師等の臨床修練期間は、法第3条第5項に規定する許可期間とする。

(許可の取消し)

- 第9条 病院長は、臨床修練外国医師等が次の各号の一に該当するときは、委員会の議を 経て、第4条第2項の許可を取り消すことができる。
 - (1) 法第5条又は第6条に規定する許可の失効又は取消要件に該当することが判明したとき。
 - (2) 医療事故を発生させたとき。
 - (3) 臨床修練指導医等の指導に従わないとき。
 - (4) 第13条の規定に違反したとき。

(5) 前各号のほか、臨床修練外国医師等として臨床修練の目的に著しく反する行為があったとき。

(開始又は終了報告)

第10条 臨床修練外国医師等は、臨床修練を開始し、又は終了したときは、臨床修練開始・ 終了報告書(別紙様式5)による報告書を臨床修練指導医等を経て、病院長に提出する ものとする。

(給与等)

- 第11条 臨床修練外国医師等には、渡航費、滞在費及び給与その他の報酬は支給しない。 (臨床修練証明書)
- 第12条 病院長は、臨床修練外国医師等が当該臨床修練について、証明を願い出た場合は、 法施行規則第11条の規定に基づく証明書を交付することができる。

(規則の遵守)

第13条 臨床修練外国医師等は、医学部の諸規則を遵守しなければならない。

(損害賠償等)

第14条 臨床修練外国医師等は、本人の故意又は過失により、施設、設備等を損傷し、又 は患者に損害を与えた場合には、法令等の定めるところにより損害賠償等の責任を負う ものとする。

(実施状況報告)

第15条 病院長は、毎年4月30日までに、前年度の臨床修練の実施状況について、委員会に報告された臨床修練業務報告書(別紙様式4)を添付して実施状況報告書を厚生労働 大臣に提出するものとする。

(庶務)

第16条 臨床修練に関する庶務は、医学部・病院事務部総務企画課において処理する。 (雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、病院長が別に定める。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年7月1日規則第545号)

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成22年2月9日規則第53号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第107号)

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
 - 附 則 (平成27年10月13日規則第36号)
- この規則は、平成27年10月13日から施行する。
 - 附 則(平成31年4月26日規則第9号)
- この規則は、令和元年5月1日から施行する。
 - 附 則(令和3年9月24日規則第34号)
- この規則は、令和3年10月1日から施行する。

年 月 日

外国医師等臨床修練許可申請書

高知大学医学部附属病院長

氏 名

国 籍

性 別

生年月日

下記のとおり貴院で臨床修練を行いたいので、臨床修練外国医師(臨床修練外国歯科医師)として受入れを許可くださるようお願いします。

なお、臨床修練外国医師(臨床修練外国歯科医師)として受入れを許可されたうえは、 外国医師等の臨床修練に関する法令及び貴学部の諸規則を遵守し、臨床修練指導医等の指 示に従うことを誓約します。

記

1 外国医師(外国歯科医師)

本務先

職名

身 分

医師又は歯科医師に相当する資格及び取得年月日

臨床経験年数

2 受入れ希望期間 年 月 日~ 年 月 日

3 臨床修練期間 年 月 日~ 年 月 日

- 4 臨床修練を行う診療科
- 5 当該診療科長の氏名
- 6 臨床修練の内容
- 7 本院で臨床修練を希望する理由

臨床修練計画書

年 月 日

外国医師等臨床修練委員会委員長

殿

臨床修練指導医又は臨床修練指導歯科医

臨床修練許可申請者に係る臨床修練を下記のとおり実施します。

臨床修練許可申請者氏名		
臨床修練を行う分野	臨床修練を行う期間	臨床修練計画内容

臨床修練計画変更届

年 月 日

外国医師等臨床修練委員会委員長

殿

臨床修練指導医又は臨床修練指導歯科医

臨床修練許可申請者に係る臨床修練を下記のとおり変更します。

臨床修練許可申請者氏名

	変	更	前	変	更	
臨床修練を行う分野						
臨床修練を行う期間						
臨床修練計画內容						

臨床修練業務報告書

外国医師等臨床修練委員会委員長 殿

臨床修練指導医

当病院において、以下のとおり臨床修練を実施したことを報告します。

臨床修練者	氏	名	
	国	籍	
	期	間	
臨床修練指導者氏名		氏名	
臨床修練指導分野		分野	

- (注) 1 記載については、臨床修練医・歯科医1人1枚とする。
 - 2 指導実施過程において、特に意見がある場合は、別様(A4白紙用紙)に記載し 添付すること。

外国医師等臨床修練 開始·終了報告書

高知大学医学部附属病院長 殿

氏名

下記のとおり貴院で臨床修練を開始・終了しましたので報告します。

記

- 1 臨床修練診療科
- 2 臨床修練の内容

- 3 臨床修練期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 4 指導医氏名